

(資 料 編)

岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、岡山県の独自税制に係る税制度のあり方その他懇話会の目的を達成するために必要な事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

3 委員の定数は、8名以内とする。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成31年3月31日までとする。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この設置要綱は、平成29年4月5日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この設置要綱は、第5条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

岡山県税制懇話会委員名簿

氏 名	役 職	
おかもと きよし 岡本 輝代志	岡山商科大学名誉教授	会長
いしい きよひろ 石井 清裕	岡山商工会議所副会頭	副会長
ちば きょうぞう 千葉 喬三	中国学園大学・短期大学学長	
つり まさお 釣 雅雄	岡山大学経済学部教授	
ないとう こ 内藤 はま子	岡山県環境審議会委員	
ひらしま ちえこ 平島 千江子	岡山県消費生活問題研究協議会副会長	
ふじき しげひこ 藤木 茂彦	岡山経済同友会環境・エネルギー委員会委員長	
ふじわら ゆりこ 藤原 裕里子	税理士	

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成十五年十二月十九日

岡山県条例第六十一号

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例をここに公布する。

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号。次条及び第三条において「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十六年度から平成二十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

2 平成二十六年から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条及び附則第二十四条第六項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に五百円を加算した額とする。

(平二〇条例三九・平二五条例六六・平三〇条例六四・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十六年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第三条第一項」とする。

(平二〇条例三九・平二二条例三八・平二五条例六六・平三〇条例六四・一部改正)

(使途)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額か

ら徴収に要する費用を控除して得た額を、岡山県おかやま森づくり県民基金(岡山県おかやま森づくり県民基金条例(平成十二年岡山県条例第五十二号)に基づく岡山県おかやま森づくり県民基金をいう。)に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
(岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部改正)
- 2 岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特例)

- 3 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第一項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に二百円」とする。

(平一六条例三六・追加、平一七条例四八・一部改正)

- 4 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第二項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

- 5 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第四項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に三百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

附 則(平成一六年条例第三六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第四八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中附則第十一条の二の改正規定、附則第十一条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十一条の二の二、附則第十一条の二の三、附則第十一条の三、附則第二十三条及び附則第二十四条の改正規定、第二条の規定並びに附則第二項及び第三項の規定 平成十八年一月一日

附 則(平成二〇年条例第三九号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第三八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第六六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第六四号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

平成十二年三月二十一日

岡山県条例第五十二号

岡山県おかやま森づくり県民基金条例をここに公布する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

(設置及び目的)

第一条 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するため、岡山県おかやま森づくり県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平一五条例六一・一部改正)

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 三 前二号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(第四条において「予算」という。)に定める額

(平一五条例六一・一部改正)

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第一条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(平一五条例六一・一部改正)

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平一五条例六一・一部改正)

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第六一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

おかやま森づくり県民税の導入・見直しの経緯

導入までの経緯

- 平成13年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置し、課税自主権の活用による法定外目的税として産業廃棄物処理税及び水源かん養税の創設について検討を開始
- 平成14年 3月：税制懇話会から知事に報告
水源かん養税については水の使用量に応じて税負担を求め
る課税方式（法定外目的税）を提示
- 平成15年 6月：知事が、県議会において、水源かん養税の再検討を表明し、
7月から税制懇話会において再検討を開始
- 平成15年10月：税制懇話会から知事に報告
森林保全を目的とする税制案として県民税均等割の超過課
税方式を提示
- 平成15年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」が成立
- 平成16年 4月：同条例を施行（おかやま森づくり県民税としてスタート）
（鳥取県、島根県、山口県は平成17年度、広島県は19年度に導入）

条例施行5年後の検討（1回目の見直し）の経緯

- 平成20年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成20年 5月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を
～11月 検証
- 平成20年11月：税制懇話会から知事へ、存続すべきである旨を報告
- 平成20年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提
案、可決成立
- 平成21年 4月：改正条例を施行

条例施行10年後の検討（2回目の見直し）の経緯

- 平成24年 4月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成25年 6月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を
～10月 検証
- 平成25年10月：税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告
- 平成25年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提
案、可決成立
- 平成26年 4月：改正条例を施行
（中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長）

条例施行15年後の検討（3回目の見直し）の経緯

平成29年 4月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置

平成30年 5月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を
～10月 検証

平成30年10月：税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告

平成30年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提
案、可決成立

平成31年 4月：改正条例を施行

森林整備にかかる都道府県の独自課税

H31. 4. 1

府県名	税の名称（通称）	導入時期	議決時期	課税仕組み		R元税収額 (見込み) (億円)
				個人	法人	
高知県	森林環境税	H15. 4	H15. 2	500円/年	500円/年	1. 7
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16. 4	H15. 11	500円/年	均等割額の5%増	5. 8
鳥取県	森林環境保全税	H17. 4	H16. 3	500円/年	均等割額の5%増	1. 8
島根県	水と緑の森づくり税	H17. 4	H16. 12	500円/年	均等割額の5%増	2. 0
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17. 4	H17. 3	500円/年	均等割額の5%増	4. 0
愛媛県	森林環境税	H17. 4	H16. 12	700円/年	均等割額の7%増	5. 5
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17. 4	H17. 3	500円/年	均等割額の5%増	5. 1
鹿児島県	森林環境税	H17. 4	H16. 6	500円/年	均等割額の5%増	4. 5
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18. 4	H17. 12	1, 000円/年	均等割額の10%増	7. 6
福島県	森林環境税	H18. 4	H17. 3	1, 000円/年	均等割額の10%増	10. 9
静岡県	森林（もり）づくり県民税	H18. 4	H17. 12	400円/年	均等割額の5%増	10. 0
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18. 4	H17. 6	800円/年	均等割額の11%増	6. 7
兵庫県	県民緑税	H18. 4	H17. 3	800円/年	均等割額の10%増	24. 9
奈良県	奈良県森林環境税	H18. 4	H17. 3	500円/年	均等割額の5%増	3. 8
大分県	大分県森林環境税	H18. 4	H17. 3	500円/年	均等割額の5%増	3. 2
宮崎県	森林環境税	H18. 4	H18. 3	500円/年	均等割額の5%増	3. 1
山形県	やまがた緑環境税	H19. 4	H18. 12	1, 000円/年	均等割額の10%増	6. 7
神奈川県	水源環境保全税	H19. 4	H17. 10	均等割: 300円/年 所得割: 0. 025%増	なし	42. 0
富山県	水と緑の森づくり税	H19. 4	H18. 6	500円/年	均等割額の5~12. 5%増	3. 9
石川県	いしかわ森林環境税	H19. 4	H18. 12	500円/年	均等割額の5%増	3. 7
和歌山県	紀の国森づくり税	H19. 4	H17. 12	500円/年	均等割額の5%増	2. 6
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19. 4	H18. 12	500円/年	均等割額の5%増	8. 6
長崎県	ながさき森林環境税	H19. 4	H18. 12	500円/年	均等割額の5%増	3. 9
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20. 4	H19. 11	800円/年	均等割額の8%増	4. 5
茨城県	森林湖沼環境税	H20. 4	H19. 12	1, 000円/年	均等割額の10%増	17. 0
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20. 4	H19. 6	700円/年	均等割額の7%増	8. 6
長野県	長野県森林づくり県民税	H20. 4	H19. 12	500円/年	均等割額の5%増	6. 7
福岡県	福岡県森林環境税	H20. 4	H18. 12	500円/年	均等割額の5%増	14. 6
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20. 4	H19. 12	500円/年	均等割額の5%増	2. 5
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21. 4	H20. 3	500円/年	均等割額の5%増	23. 4
宮城県	みやぎ森林環境税	H23. 4	H22. 3	1, 200円/年	均等割額の10%増	17. 0
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24. 4	H23. 10	500円/年	均等割額の5%増	2. 8
岐阜県	清流の国ぎふ・森林環境税	H24. 4	H23. 12	1, 000円/年	均等割額の10%増	12. 3
群馬県	ぐんま緑の県民税	H26. 4	H25. 3	700円/年	均等割額の7%増	8. 6
三重県	みえ森と緑の県民税	H26. 4	H25. 3	1, 000円/年	均等割額の10%増	11. 3
大阪府	森林環境税	H28. 4	H27. 10	300円/年	なし	11. 0
京都府	豊かな森を育てる府民税	H28. 4	H27. 12	600円/年	なし	6. 8

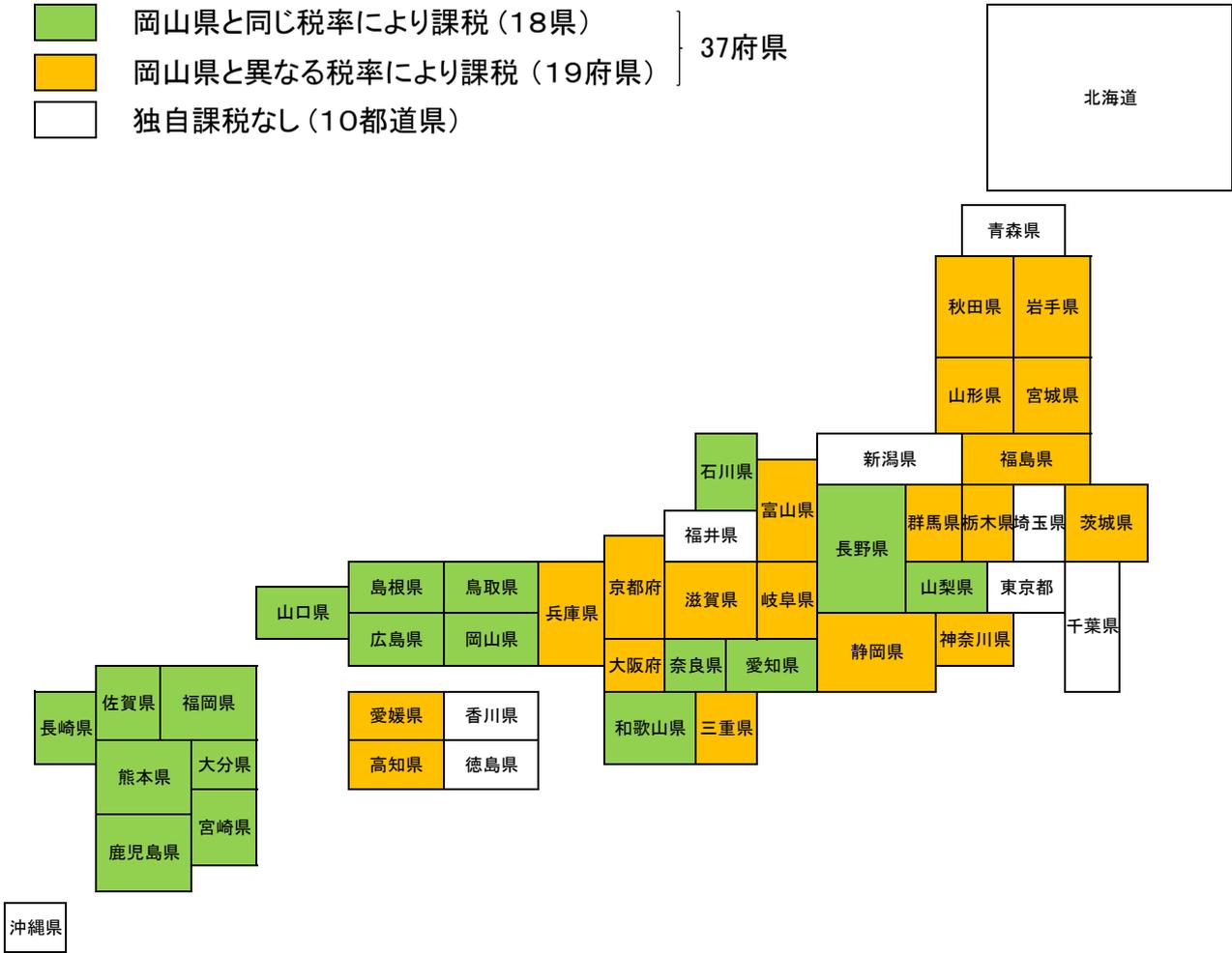
導入済の府県の税収合計 319. 1億円

※富山県は、資本金等の額に応じて定額で課税

※超過課税を導入した府県の多くは5年間の措置としているが、全ての導入県において期限到来時に延長を行っている。

森林整備にかかる都道府県の独自課税

- 岡山県と同じ税率により課税（18県）
 - 岡山県と異なる税率により課税（19府県）
 - 独自課税なし（10都道県）
- } 37府県



他府県の使途事業の内容

	税の名称(通称)	導入時期	森林・林業施策に係る主な事業内容
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	公益上重要で緊急に整備する必要がある森林における強度間伐による針広混交林への誘導、地域住民等が取組む森林を守り育てる活動への支援、被災地住民と被害木等を活用する取組みへの支援など
宮城県	みやぎ森林環境税	H23.4	地域材利用住宅補助、地域材流通・生産支援、間伐及び作業道整備の支援、市町村が創意工夫して行う地域の環境課題解決に向けた事業等への補助、事業者や家庭における積極的な二酸化炭素削減に向けた取組への支援など
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	スギ生育不適地での混交林誘導、景観維持等のための松くい虫等過年被害木の伐倒処理、森林公園等の整備や木育施設の整備、森林ボランティア等による森づくり活動等の支援など
山形県	やまがた緑環境税	H19.4	手入れが不十分で荒廃のおそれのある人工林や、病害虫等被害で活力の低下した里山林における森林整備等、地域住民や市町村が行う計画的かつ広がりのある活動や地域と連携して行う森づくり活動等への支援など
福島県	森林環境税	H18.4	公益的機能が特に高い区域内で森林林業の集約化を推進することで荒廃が心配される森林の整備、市町村が独自性を発揮して展開する事業への支援、間伐材の搬出に必要な作業路の整備や搬出経費の支援など
茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	緊急に整備が必要な森林における間伐等の実施、里山林の整備、広葉樹の植栽などによる海岸防災林の機能強化、公共施設等の木造化・木質化など地域材利活用の推進など
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	公益的機能の発揮が期待される荒廃森林や里人に近い里山林などの整備、間伐材を活用した机・いすの小中学校への提供、地域の特性を活かした市町村提案事業への支援など
群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	地理・地形的に経営困難な森林の間伐等、市町村やNPOなどが実施する森林整備への支援、水源地域森林や平地林の市町村による公有林化の支援など
神奈川県	水源環境保全税	H19.4	水源地域の保全上重要な森林の買入れや整備協定など私有林の公的管理・支援、間伐材の集材・搬出・運搬に対する助成、水源保全上重要な丹沢大山高標高地等の土壌保全対策など
富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	過密人工林や侵入竹林などの針広混交林への誘導、地域住民との協働による里山林整備、森林ボランティアの活動支援、地域材を活用した木造公共施設等への支援など
石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	手入れ不足人工林の切捨間伐や侵入竹の除去等の実施による針広混交林への誘導、市町と地域の協働による集落周辺の里山林等の保全・整備の支援など
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	荒廃森林解消のための間伐、里山林の再生のための整備、広葉樹苗木の植栽・保育補助、地域材の利用促進のための地域材を活用した学校用備品の導入経費の助成など
長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	集落周辺の里山林における間伐の実施、市町村が展開する森林づくり施策への支援、森林資源を供給から消費まで地域が一体となって利活用する先進的な取組の支援など
岐阜県	清流の国ぎふ・森林環境税	H24.4	所有者による森林整備の実施が困難な水源地域等の森林で市町村や事業者が実施する間伐等への補助、生物多様性保全や野生鳥獣害防止のための、集落に隣接した生活保全林の整備等の支援など
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	森林所有者による整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に整備が必要な森林の持続的な森林管理に必要な初期整備の実施支援など
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	整備が困難な奥地等の森林の間伐や放置された里山林の再生、都市における身近な樹林地の保全や緑地の創出、市町村やNPOが行う環境保全活動や環境学習に関する取組の支援など
三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	災害緩衝林の整備、治山施設等に異常堆積した土砂や流木の除去、森林環境教育の指導者育成、市町村が行う森林づくり施策への支援など
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	放置された人工林での強度間伐の実施による針広混交林への誘導、森林環境学習の実施、地域材を利用した住宅建設に対する支援、地域が協働して取り組む里山の整備など
京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	公共施設や民間施設の木造化・木質化支援、税の趣旨に合致する市町村事業への支援、地域住民が事業計画を策定した保安林における森林整備等への支援など
大阪府	森林環境税	H28.4	小規模・分散化した森林の集約化や基幹的な作業道整備への補助、災害等の発生による民家や施設等への被害の恐れのある区域における森林の整備、保育園や幼稚園への内装木質化に対する必要経費の支援など
兵庫県	県民緑税	H18.4	流木災害の軽減対策(災害緩衝林整備等)や斜面の防災機能の強化(間伐木土留工)、集落裏山森林の防災機能の強化(簡易防災施設等)、人と野生動物の棲み分けを図るバッファゾーン整備など
奈良県	奈良県森林環境税	H18.4	施業放置林において森林所有者と県及び市町村による協定に基づく強度間伐の実施、地域団体が実施する里山保全活動への支援、ナラ枯れ対策、獣害対策など
和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	水源林等奥地などにおいて広葉樹等の導入の促進、県内小中学校等が実施する森林・林業体験学習への支援、貴重な自然生態系を持つ森林等の公有林化への支援など
鳥取県	森林環境保全税	H17.4	間伐の実施による針広混交林への誘導、作業道の整備、景観向上のための枯損木の伐採等の支援、放置竹林等の整備支援、森林林業体験(森林教室、源流探訪、間伐等)への支援など
島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	荒廃森林に対しての不要木の伐採や広葉樹の植栽、県民の自発的な企画・立案による森林づくり活動や地域木材を使う取組の支援、森林環境学習の推進など
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	施業集約化が困難な森林における森林整備の支援、里山林等の整備、マツ枯れ・ナラ枯れ被害の拡大防止、就業促進のための専門的人材の育成、林業事業者の経営改善への支援など
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	森林の保全に関して市町が自らの選択と集中により実施する対策支援、緊急に整備が必要な放置林の強度間伐による針広混交林化、住宅メーカーに対する地域材購入経費への支援など
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	荒廃した人工林や繁茂・拡大した竹林の整備、市町村等が同時に取り組む多様な森林整備の支援、地域活動の中核となるボランティア指導者の養成・確保など
愛媛県	森林環境税	H17.4	緊急に整備が必要な森林における間伐等の実施、里山林の整備、森林林業に関する県民の自発的な活動や市町の提案活動の支援、県立学校の改修に伴う内外装の木質化など
高知県	森林環境税	H15.4	公益性の高い人工林の間伐、自助努力による整備が期待できないCO2吸収効果の高い人工林の間伐、シカによる希少野生植物の食害を防止するための防護柵設置、県立高校が行う自然体験活動や林業機械研修など
福岡県	福岡県森林環境税	H20.4	長期間放置され荒廃した人工林の間伐、伐採後植林しないまま放置されている林地への広葉樹の植栽、松くい虫被害木伐採への助成、県民が企画立案し実行する森林づくり活動の補助など
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	環境林内における荒廃人工林の強度間伐、市町による荒廃した森林等の公有林化や公的管理の支援、森林所有者が実施する搬出間伐の支援など
長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	荒廃した人工林の切捨間伐や作業道の開設や高性能林業機械のリースに係る経費を支援、地域の独自性と創意工夫による多様な取組みを支援、森林経営計画区域外の未整備森林で実施する間伐の支援など
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	人工林の針広混交林化に向けた強度間伐の実施、森林所有者への働きかけの強化による集約化の推進、植林未済地や耕作放棄地への植栽経費の補助、森林環境教育などを行う団体等への支援、シカ被害対策への支援など
大分県	大分県森林環境税	H18.4	再造林経費の助成、災害発生等が懸念される森林の整備、シカ被害防護柵の設置や捕獲の推進等によるシカ被害対策、景観の確保や竹資源の有効活用のための荒廃竹林の広葉樹林への転換や竹林・タケノコ生産林の再生など
宮崎県	森林環境税	H18.4	民間団体、地方公共団体等からの公募による地域の特徴を活かした森づくり支援、多様な主体による森林づくりの支援・普及啓発など
鹿児島県	森林環境税	H17.4	公益的機能の増進のための間伐等の森林整備や路網整備等の支援、伐採跡地における再造林の推進、里山林等の公益上重要な森林の整備、小中学校等の内装木質化など
横浜市	横浜みどり税	H21.4	市内に残る貴重な緑地の買入れ、森に期待される多様な役割に配慮した森づくりの推進、森に関わる市民の裾野を広げるためのイベントや講座の開催など

※各府県等から聞き取りにより林野庁作成。(平成31年4月1日時点)

おかやま森づくり県民税事業の実績（平成26年度～平成30年度）

平成26年度から平成30年度までの5カ年間で、総額2,674,509千円の充当額により森林保全事業を実施している。

1 充当額

(単位：千円)

施策の展開方向 事業名	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	5カ年計
水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり	396,976	439,719	419,962	387,797	433,200	2,077,652
おかやま元気な森づくり推進事業	216,646	247,615	222,071	166,521	210,897	1,063,749
造林補助事業（間伐促進等）	70,384	72,178	76,318	76,401	80,225	375,506
少花粉スギ等普及促進事業	7,239	11,448	12,943	14,667	25,031	71,328
未整備森林の解消に向けた森林情報整備事業（※1）			7,510	12,872	10,902	31,284
快適森林環境創出事業	61,180	65,789	66,446	77,933	65,740	337,088
集落周辺の荒廃森林調査事業	20,998	23,642	22,511	22,198	22,330	111,679
市町村提案型森づくり事業	20,529	19,047	12,163	17,205	18,075	87,018
森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進	106,643	92,913	83,177	94,195	120,151	497,081
おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業	38,183	25,241	34,900	32,199	26,297	156,821
県産材需要拡大総合対策事業（※2）	40,637	47,086	28,290	24,920	23,554	164,487
県産ヒノキ販路開拓支援事業（※3）	11,914	13,262	12,644	7,050	6,757	51,627
C L T等利用促進対策事業				19,623	34,834	54,457
森林認証・認証材普及促進事業			3,937	4,511	4,750	13,198
東京2020五輪大会おかやま県産材活用事業					15,207	15,207
木造住宅等普及促進事業					2,669	2,669
グリーンバイオプロジェクト推進事業	15,909	7,324	3,406	5,892	6,083	38,614
森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進	17,339	17,772	20,275	21,345	23,044	99,776
森のなるほど情報発信事業	2,719	2,454	6,662	5,860	4,843	22,538
県民が育て楽しむ森づくり推進事業	13,244	13,718	12,013	13,385	15,425	67,785
みどりの大会開催事業	1,376	1,600	1,600	2,100	1,288	7,964
「森林の担い手」育成事業					1,488	1,488
合 計	520,958	550,404	523,414	503,337	576,395	2,674,509

（※1）平成29年度まで実施した「ICTを活用した“スマート林業”実証事業」を含む。

（※2）平成27年度まで実施した「公共建築物等木材利用促進事業」及び「おかやまの木づかい推進事業」を含む。

（※3）平成26年度まで実施した「県産ヒノキ販路拡大等推進事業」を含む。

（注）四捨五入のため、計が合わない場合がある。

2 事業量等

(1) 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

事業名（充当額）	実施内容	事業量
おかやま元気な森づくり推進事業 （ 1,063,749千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象とならない森林の間伐等への支援 ・森づくり作業道の整備、ストック・インの整備 ・手遅れ林分の把握、間伐実施 ・スギ間伐材の搬出促進 ・針広混交林など多様な森づくりの推進 ・低コスト再造林実証モデル林の整備 ・森林作業道の復旧支援 	3,650ha 213,501m、3箇所 38,054ha、49ha 1,067ha、115,498m ³ 745ha 13ha 15,135m
造林補助事業（間伐促進等） （ 375,506千円 ）	・造林補助事業への県民税充当（切捨間伐等）	5,250ha
少花粉スギ等普及促進事業 （ 71,328千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・少花粉スギ苗木等の安定供給体制の整備等（採種園の造成等） ・モデル林の設置 ・植栽、下刈 	6箇所 185ha
ICTを活用した“スマート林業”実証事業 （ 20,382千円 ）（H28～）	・森林情報を共有化する森林GISの再構築	2式
未整備森林の解消に向けた森林情報整備事業 （ 10,902千円 ）（H30）	・未整備森林の現況及び森林管理情報等の整備	1式
快適森林環境創出事業 （ 337,088千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃した里山林等の再生 ・松くい虫被害林の整備（樹種転換） ・松くい虫被害発生源の除去（伐倒・薬剤処理） ・人家裏等の危険な被害木の除去（伐倒・整理） ・ナラ枯れ被害拡大防止（搬出助成）（樹幹注入及び被害跡地更新） 	71ha 517ha 3,082m ³ 7,050m ³ 7,458m ³ 644本、894m ³
集落周辺の荒廃森林調査事業 （ 111,679千円 ）	・集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等の調査	8,814日
市町村提案型森づくり事業 （ 87,018千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫被害予防（薬剤樹幹注入等） ・間伐用林業機械等の導入助成 ・市民参加による森づくり活動 ・その他の森林保全の取組み 	7,957本 9台 延 146団体 4件
計 2,077,652千円		

(2) 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

事業名（充当額）	実施内容	事業量
おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業 （ 156,821千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識・技術等を有した人材育成等 ・安全装備・器具等の導入支援 ・市町村による担い手確保の推進 ・林業事業体の経営改善の推進 ・就業がチャンスへの参加・林業体験の開催等 ・新規就業者の職場内研修等への支援 ・安全衛生指導員による巡回指導等 	327人 延100事業体、延2,079人 20市町村 27事業体 36回 延44事業体、延64人 341回
公共建築物等木材利用促進事業 （ 5,641千円 ）（～H27）	<ul style="list-style-type: none"> ・県産木製品の展示PR ・県産木製品の開発・展示 ・公共建築物の県産材利用課題検討活動の助成 ・公共建築物の木造化計画作成経費の助成 	2回 1回 3件 4件
おかやまの木づかい推進事業 （ 82,082千円 ）（～H27）	<ul style="list-style-type: none"> ・県産材製品カタログ等の作成 ・公共空間の木質化等への助成 ・県産材サポーターの更新 	2件 93施設：222m ³ 51人

事業名（充当額）	実 施 内 容	事 業 量
県産材需要拡大総合対策事業 （ 76,764千円 ）（H28～）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間の木質化等の助成 ・県産材サポーターの育成 ・県産材展示会等への助成 	135施設：200m ³ 134人 8団体
県産ヒノキ販路拡大等推進事業 （ 11,914千円 ）（～H26）	<ul style="list-style-type: none"> ・木材関係団体の県産材製品販路拡大を支援 ・県産材新用途の開発（重ね梁） ・J A S 認定取得促進 ・県産材サポーターの養成 ・サプライチェーン活動への支援 	2団体 1件 1社 49人 2団体
県産ヒノキ販路開拓支援事業 （ 39,713千円 ）（H27～）	<ul style="list-style-type: none"> ・木材関係団体の県産材製品販路拡大を支援 ・県産材の需給ギャップの調査等 	5団体 10件
C L T 等利用促進対策事業 （ 54,457千円 ）（H29～）	<ul style="list-style-type: none"> ・C L T 普及促進のためのセミナー等の開催 ・公共建築物等の木造・木質化等への助成 ・ラミナ安定供給体制の整備を支援 ・他工法とのコスト比較調査 	6件 15件 2団体 2式
森林認証・認証材普及促進事業 （ 13,198千円 ）（H28～）	<ul style="list-style-type: none"> ・森林認証の取得促進 	54件
東京2020五輪大会おかやま県産材活用事業 （ 15,207千円 ）（H30）	<ul style="list-style-type: none"> ・選手村ビレッジプラザへの県産材活用 	1式
木造住宅等普及促進事業 （ 2,669千円 ）（H30）	<ul style="list-style-type: none"> ・家づくりサプライチェーン活動への支援 	1団体
グリーンバイオプロジェクト推進事業 （ 38,614千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用間伐材等の木質系バイオマスの利活用技術の開発を支援 	23件
計 497,081千円		

（注）四捨五入のため、計が合わない場合がある。

（3）森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

事業名（充当額）	実 施 内 容	事 業 量
森のなるほど情報発信事業 （ 22,538千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等で使用する副読本の作成 ・森づくり情報の展示 ・講演会の開催 ・ヒノキ木工クラフトコンテストの開催 ・森林・林業就業P R 動画の作成・広報 ・県産ヒノキP R 動画の作成・広報 ・「おかやま森の名人」による出前講座 	124,000部 31回 2回 1回 1式 1式 10回
県民が育て楽しむ森づくり推進事業 （ 67,785千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・森づくりサポートセンターへの活動支援（植樹、保育のつどい等の開催） ・森づくり指導者の育成 ・企業と市町村等との森林保全協定の締結 ・都市と山村との交流促進 ・二酸化炭素森林吸収評価の認証 	211回、延5,885人 延83人 6企業・団体 25団体 39企業・団体
みどりの大会開催事業 （ 7,964千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの少年隊が一堂に会する県大会の開催 	4回、延 2,000人
「森林の担い手」育成事業 （ 1,488千円 ）（H30）	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高校での森林・林業教室 	4校
計 99,776千円		
合計 2,674,509千円		

（注）四捨五入のため、計が合わない場合がある。

3 効果額等の試算

森づくり県民税事業により間伐を実施し、健全な人工林が増加することにより森林の持つ公益的機能が高められることになるが、このうち、代表的な公益的機能について、次のとおり効果額などを試算した。

なお、試算方法は、日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13（2001）年11月）に準拠した。

○間伐が必要な森林の整備

県では森林の持つ公益的機能の持続的発揮を図るとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林を積極的に確保するため、平成25（2013）年3月に策定した「おかやまの森づくり間伐推進5カ年計画」等に基づき、造林補助事業（国庫補助）や、おかやま元気な森づくり推進事業（県民税事業）などにより間伐を推進している。

◇間伐とは◇

人工林が良好に生育するように、混み合っている木を抜き伐る作業で、間伐を実施しない森林では地面に光が届かず草木がなくなり、わずかな降雨により土砂が流出しやすく、土砂災害の危険が高まる。さらに木が過密になると細く弱々しくなり、風や雪による倒木被害を受けやすくなる。

県民税を活用した間伐実績

単位:ha

区 分	間 伐 実 績					
	H26	H27	H28	H29	H30	計
おかやま元気な森づくり推進事業	769	890	809	534	697	3,699
(搬出促進事業)	(257)	(254)	(204)	(168)	(185)	(1,068)
造林補助事業	1,578	1,048	1,047	799	751	5,223
計	2,347 (2,604)	1,938 (2,192)	1,856 (2,060)	1,333 (1,501)	1,448 (1,633)	8,923 (9,991)

(注1) 搬出促進事業の面積は、他の事業と重複するためカウントせず、()書きとしている。

(注2) 四捨五入のため、計が合わない場合がある。

間伐が必要な森林約2.6万ha
(H26～H30)

県民税事業により8,923haの解消
(H26～30の実績)

後樂園約671個分の面積に相当

◇二酸化炭素吸収の効果◇

樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄え成長する。その森林が適切に手入れされていることが、二酸化炭素の吸収量を増加させることに直接つながる。

①県民税事業により整備された森林の炭素固定量は、約75千二酸化炭素トン

②約23.5万人が呼吸によって排出する二酸化炭素相当量を吸収

③約3万3千台の自家用自動車から排出する二酸化炭素相当量を吸収

④二酸化炭素を火力発電所の排煙処理施設で処理するとその費用は約4億1千万円
(整備森林の二酸化炭素吸収効果の試算)

$$\begin{aligned}
 & \cdot 2.30\text{t/ha} \times 1 \quad \times \quad 3.67 \times 2 \quad = \quad 8.44\text{t-CO}_2 \\
 & \cdot 8.44\text{t-CO}_2 \quad \times \quad 8,923\text{ha} \quad = \quad 75,310\text{t-CO}_2 \\
 & \cdot 75,310\text{t-CO}_2 \quad \div \quad 320\text{kg} \times 3 \quad \doteq \quad 23.5\text{万人} \\
 & \cdot 75,310\text{t-CO}_2 \quad \div \quad 2,300\text{kg} \times 4 \quad \doteq \quad 3.3\text{万台} \\
 & \cdot 5,500\text{円/t-CO}_2 \times 5 \quad \times \quad 75,310\text{t-CO}_2 \quad \doteq \quad 414\text{百万円}
 \end{aligned}$$

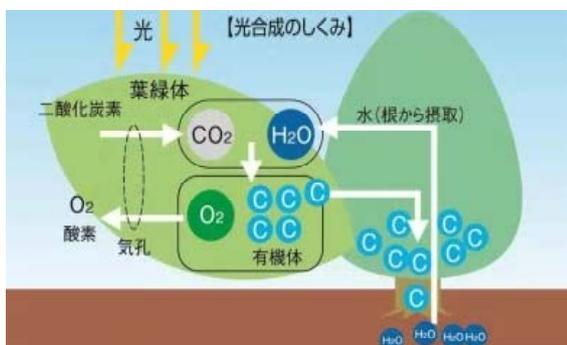
※1 1ha当たりの炭素吸収量

※2 二酸化炭素の重量に換算係数(CO₂分子量/C原子量=44/12)

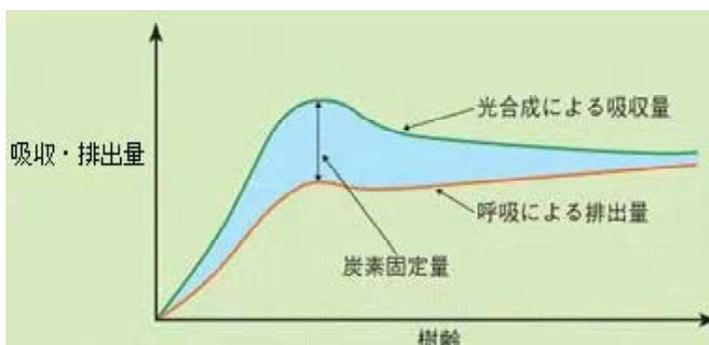
※3 人間1人が呼吸により排出する年間二酸化炭素排出量(林野庁HP)

※4 自家用車1台の年間二酸化炭素排出量(林野庁HP)

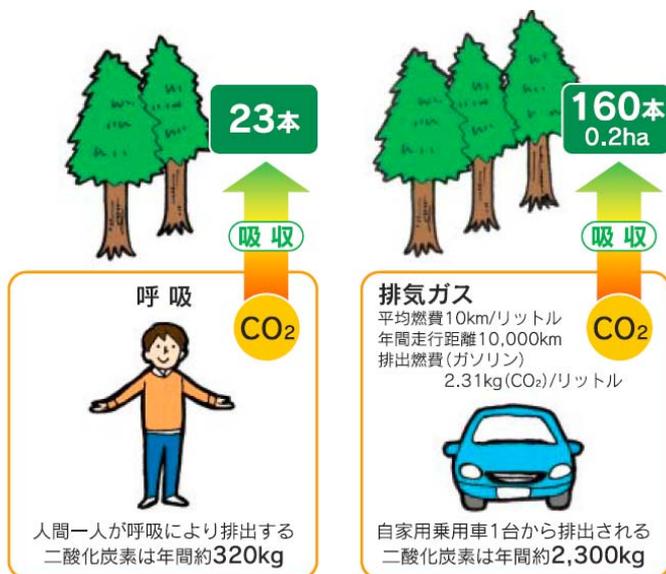
※5 火力発電所における二酸化炭素回収コスト(R1林野公共事業評価単価)



光合成の仕組み(林野庁HPより)



樹木の林齢による二酸化炭素固定量(林野庁HPより)

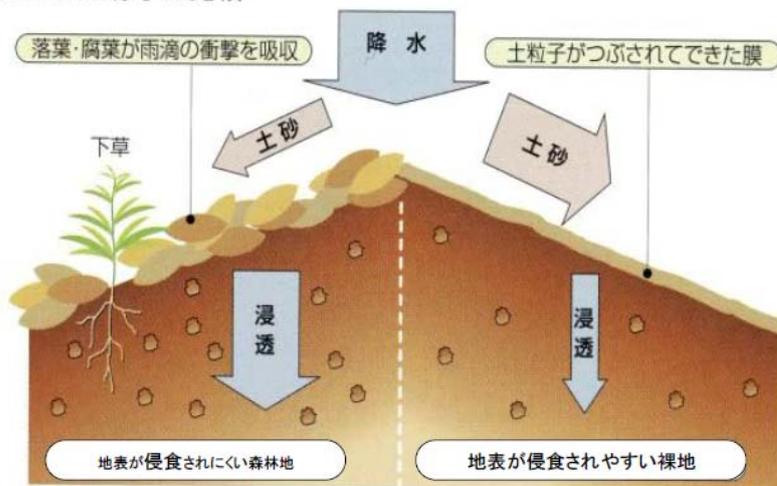


身近な二酸化炭素排出量と森林(スギ人工林)の二酸化炭素吸収量(岐阜県収獲予想表に基づく試算)

◇土砂流出防止の効果◇

森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の流出や崩壊を防いでいる。

■地表の様子と比較



降雨に伴う土砂流出について

①県民税事業で整備した森林の土砂流出防止量は、約212万 m^3

②10 t ダンプトラック約40万1千台分の土砂の流出を防止

③この土砂を除去するコストは約87億2千万円

(整備森林の土砂流出防止効果の試算)

$$\cdot 238\text{m}^3/\text{ha} \times 10 \quad \times \quad 8,923\text{ha} \quad = 2,123,674\text{m}^3$$

$$\cdot 2,123,674\text{m}^3 \quad \div \quad 5.3\text{m}^3 \times 11 \quad \div \quad 40.1\text{万台}$$

$$\cdot 4,107\text{円}/\text{m}^3 \times 12 \quad \times \quad 2,123,674\text{m}^3 \quad \div \quad 8,722\text{百万円}$$

※10 1ha当たりの浸食防止量

※11 10tダンプトラック土砂運搬量

※12 下流のダムに堆積した1 m^3 の土砂を除去するコストを基に試算(R1林野公共事業評価単価)

このほかにも洪水緩和機能、水質浄化機能や保健休養・レクリエーション機能など評価できるものがあるが、上述の3機能の評価額だけでとらえても**約101億円**(5年間)の効果が将来的に継続されることとなる。